平成２２年（フ）第２４５号
福井市三十八社町701番地　杉ノ木台７―202
債務者　伊崎　博士
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
岐阜市古市場32番地１　黒野コーポ245号室
債務者　田口　和枝
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１７号
岐阜市古市場32番地１　黒野コーポ245号室
債務者　用貝　和家
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４４号
岐阜県羽島郡笠松町北及1582番地の１　コーポプリンス303号
債務者　小川　勝弘
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５５号
岐阜市野一色８丁目９番13号
債務者　松尾　雅誠
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５９号
岐阜県本巣郡北方町北方73番地の２
債務者　瀬古　由紀（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９１号
岐阜市茜部辰新２丁目33番地、住民票上の住所岐阜市茜部辰新２丁目31番地
債務者　岡田　秀廣（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９２号
岐阜市茜部辰新２丁目33番地、住民票上の住所岐阜市茜部辰新２丁目31番地
債務者　岡田　正子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４７号
愛知県岡崎市城南町３丁目３番地12　マンハイム城南Ａ―101
債務者　河野　剛徳
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番２―603号
債務者　佐藤　晴男
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６５号
兵庫県芦屋市春日町15番６―506号
債務者　藤森　　学
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６８号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目12番７―202号
債務者　小代　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７５号
兵庫県姫路市延末246番地１　手柄コーポⅡ―12―Ｄ
債務者　茂見　章彦
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５６号
兵庫県加古川市尾上町今福561番地の２
債務者　岩崎　佳典
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３９８号
兵庫県加古川市平荘町養老579番地
債務者　加納みどり
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４５９号
兵庫県加古川市加古川町河原269番地の１県営加古川河原鉄筋住宅３―502号
債務者　荻谷　　健
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０号
鳥取県鳥取市新95番地５
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鳥取地方裁判所民事部